

パートナークラウドサービス（A）利用規約（2.3 版）

（利用規約の適用）

- 第1条 株式会社NTT データ（以下「当社」といいます。）は、この利用規約（以下「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。
2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

（定義）

第2条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス 利用規約に基づき当社がクラウドサービス・プロバイダとして契約者に提供する各サービスをいいます。なお、本サービスの詳細については別紙パートナークラウドサービス（A）サービス仕様書のとおりとします。
- (2) AWS Amazon Web Services , Inc.（以下「AWS 社」といいます。）の認定を受けた <https://s3-us-west-2.amazonaws.com/solution-provider-program-legal-documents/Solution+Provider+Program+List+of+Services.pdf> および [Kiro: Agentic AI development from prototype to production](#)（または、AWS 社が別途指定した場合はその URL）に掲載されたクラウドサービス
- (3) 契約者 利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (4) 認定利用者 契約者の申請により、当社が利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者
- (5) 契約者等 契約者及び認定利用者
- (6) 利用契約 利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (7) 利用契約等 利用契約及び利用規約
- (8) 利用料金 本サービスの利用料金
- (9) 利用料金等 本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等
- (10) SPAM Solution Provider Account Model. 当社の所有するAWSアカウントを利用して、当社が契約者にサービスを提供する形態のこと。
- (11) ECAM End Customer Account Model. 契約者の所有するAWSアカウントを利用して、当社が契約者にサービスを提供する形態のこと。
- (12) AWS 利用規約等 <https://aws.amazon.com/jp/legal/>（AWS 社が別途指定した場合にはその URL）掲載の「AWS カスタマーアグリーメント」の最新版
また、ECAM の場合は AWS 社と契約者にて別途締結される個別契約を含む。
- (13) Anthropic 利用規約 <https://www.anthropic.com/legal/commercial-terms> 掲載の Anthropic, PBC（以下「Anthropic 社」といいます。）の「Commercial Terms of Service」の最新版
- (14) 仕様書 別途当社が提示する「パートナークラウドサービス（A）仕様書」の最新版

- (15) 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (16) ネットワーク回線等 契約者が、本サービスを利用するにあたり必要となる回線
- (17) 本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (18) ユーザアカウント 契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (19) パスワード ユーザアカウントと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (20) 消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

(通知)

第3条 当社は、電子メール、書面又はその他当社が適当と判断する方法・範囲で、契約者が本サービスを利用するうえで必要な事項を通知するものとします。

- 2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を行う場合には、契約者に対する通知がなされた時点から効力を生じるものとします。

(利用規約の変更)

第4条 当社は、事前に通知をした上で、利用規約及び仕様書を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の利用規約及び仕様書によるものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

第6条 契約者と当社（以下「両者」といいます。）の間に訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議)

第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。

- 2. 利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、両者協議の上、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定と置き換えるものとします。

(契約の申込み)

第9条 本サービスを利用しようとする方（以下「利用申込者」といいます。）は、当社が指定する方法により、本サービスの利用について申込みものとします（この申込みを以下「本件利用申込」といいます。）。なお、本サービスの利用申込者は、利用規約の内容を承諾の上係る申込みを行うものとし、本サービスの利用申込者が申込みを行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 前項の本件利用申込において、利用申込者確認のための資料の提出を求めることがあります。
3. 本件利用申込をされるにあたり、利用申込者が当社に提出する資料に個人情報が含まれる場合は、当社に個人情報を提供することについて、本人の同意を得た上で記入するものとします。

(契約の成立)

第10条 本件利用申込を当社が承諾する場合は、利用開始日を記載した申込請書を当社が利用申込者に提出することにより利用契約が成立するものとします。

2. 当社は、本件利用申込を受領した場合であっても、次の各号に定める場合には本サービスの利用を承諾しないことがあり、その場合当社は速やかに利用申込者にその旨通知するものとします。
 - (1) 利用申込者が当社の提供するサービスに関する対価の支払を現に怠り、又は本サービスに関する利用料金等の支払を怠るおそれのあるとき
 - (2) 本件利用申込みの記載内容等に虚偽があったことが判明したとき
 - (3) 本サービスの提供が技術上困難なとき
 - (4) 前各号のほか、当社が本サービスの利用を承諾できないと判断したとき

(他サービスに関する契約)

第11条 本サービス以外のサービスの提供が必要となる場合、契約者は当社が指定するサービスに関する契約（以下「他契約」という）を締結するものとし、この場合、当該他のサービスに関しては他契約及び AWS 利用規約等が利用契約等に優先して適用されるものとします。また、契約者は利用契約等とともに他契約を遵守するものとします。

(契約内容の変更)

第12条 第9条（契約の申込み）、第10条（契約の成立）の規定は、契約者が利用契約を変更（以下「本件変更申込」といいます。）しようとする場合にも準用するものとします。

(一時的な中止及び提供停止)

第13条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できないと当社が判断した場合

2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知又は仕様書に定める方法にて周知の上、本サービスの提供を中止できるものとします。
3. 当社は、契約者が第 17 条（当社からの利用期間中の利用契約の解除）第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金等未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

（利用期間）

第 14 条 本サービスの利用期間は、利用開始日から利用解除日までとなります。

2. 当社は、本サービスの利用期間中であっても、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合には、本サービスの全部または一部を終了することがあります。

（最低利用期間）

第 15 条 本サービスの最低利用期間は、利用開始日の属する月から起算して 1 ヶ月とします。なお、第 19 条（本サービスの種類、内容）に定めるサービス毎に利用開始日が異なる場合、最低利用期間はサービス毎に設定されるものとします。

2. 契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解除を行う場合は、第 16 条（契約者からの利用期間中の利用契約の解除）に従うことに加え、当社が定める期限までに、解除日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。
3. 当社は、契約者が支払済の利用料金の全部又は一部を返還する義務を負わないものとし、契約者に未払いの利用料金がある場合には、契約者は第 24 条（利用料金等の支払義務）の定めに従い当社に全額を支払うものとします。

（契約者からの利用期間中の利用契約の解除）

第 16 条 契約者は、利用期間中に利用契約の解除を希望する場合、解除希望日の 20 営業日前までに申込書を当社へ送付するものとし、これに対し当社が申込書を受領した旨を当社所定の方法により通知することにより、解除希望日をもって利用契約を解除することができるものとします。なお、解除希望日の記載のない場合又は当社に申込書が到達した日から解除希望日までの期間が 20 営業日未満の場合、申込書が当社に到達した日より 20 営業日後を契約者の解除希望日とみなすものとします。

2. 契約者は、解除日までの利用料金全額の支払を要するものとします。
3. 契約者は、申込書が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

（当社からの利用期間中の利用契約の解除）

第 17 条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者に事前に通知し、1 ヶ月を経過してもなお契約者がこれを是正しない場合には、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1) 本件利用申込、本件変更申込、又はその他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合

(2) 利用契約等に違反した場合

2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知又は催告を要することなく利用期間中であっても利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1) 支払期限の翌日から起算して 3 ヶ月間が経過した場合、並びに支払停止又は支払不能となった場合

(2) 手形又は小切手が不渡りを受け若しくは銀行取引支払停止処分を受けた場合

(3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があった場合又は競売の申立があった場合又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(4) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があった場合又は清算に入った場合又は信用状態に重大な不安が生じた場合

(5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合

(6) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合

(7) 前各号のほか、その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合

(8) 第 5 条（権利義務譲渡の禁止）に違反した場合

(9) 第 37 条（反社会的勢力との関係排除）第 1 項又は第 2 項に違反した場合

(10) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

(11) 前各号のほか、契約者及び当社間の信頼関係を著しく損なう行為があった場合

3. 契約者は、前項による利用契約の解除があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

（契約終了後の処理）

第 18 条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた本サービスに関わる全ての資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに破棄し、契約者設備などに格納された資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに破棄し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。当社が、利用契約終了後に契約者に対して負う責任は本項に定めた範囲に限られるものとします。

（本サービスの種類、内容）

第 19 条 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容と提供条件は、利用契約にて定めるものとします。

2. SPAM による提供の場合、本サービスのうち AWS は、AWS 利用規約等に従い当社から契約者に提供されるものであり、契約者は AWS 利用規約等記載の「サービス利用者」としての義務及び AWS サービス条件を遵守するものとします。

ECAM による提供の場合、本サービスのうち AWS は、AWS 利用規約等に従い AWS 社から契約者に提供されるものであり、契約者は AWS 利用規約等を遵守するものとします。

SPAM による提供また ECAM による提供の区別を問わず、本サービスのうち AWS を利用する場合において、Anthropic 社のモデルを利用するときは、Anthropic 利用規約が適用されることに同意し、Anthropic 利用規約の内容を遵守するものとします。ただし、Anthropic 利用規約における Anthropic 社への支払いを規定する条項は適用されず、利用料金の支払条件等は利用契約等に従うものとします。

Kiro は [Enterprise User](#) のみ利用可能です。Kiro の特定モデルには、地域的またはその他の利用制限が適用される場合があります、かかる制限は変更されることがあります。

3. 利用契約等と AWS 利用規約等の規定が異なるときは、AWS 利用規約等が利用契約等に優先して適用されるものとします。
4. 契約者は、本サービス利用の前提として、以下の事項につき合意するものとします。
 - (1) 第 39 条（免責）第 1 項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
5. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
 - (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
 - (3) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ
6. 契約者は、AWS 利用規約等や利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

（本サービスの提供区域）

第 20 条 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

（サポート）

第 21 条 当社は、仕様書に定めるサポートサービスを契約者に対して提供するものとします。

（再委託）

第 22 条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、当該再委託先（以下

「再委託先」といいます。) に対し、第 35 条（秘密情報の取り扱い）及び第 36 条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

（利用料金）

第 23 条 本サービスに係る利用料金は、以下に分類するとおりとします。

(1) Amazon Web Services 利用料金（一時費用、月額費用）

※一時金は、EC2 リザーブドインスタンス購入時等初期費用が発生しうるサービスの購入時に発生します。

(2) AWS 保守サービス利用料金（月額費用）

契約者の AWS アカウント利用開始日が属する月から、AWS サービス利用状況に応じた利用料金が発生します。

当社は、当月分の利用料金を利用月末時点の為替レート（みずほ銀行の公示相場 TTM レート）を適用し、翌々月末までに請求いたします。

(3) オプションサービス利用料金

サービス仕様書に記載のオプションサービスについて、利用料金が発生する場合があります。

2. 利用料金についてはパートナークラウドサービス（A）申込書に定めるものとします。

（利用料金等の支払義務）

第 24 条 契約者は、第 14 条（利用期間）に定める利用期間（以下「利用期間」といいます。）について、利用料金等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第 13 条（一時的な中止及び提供停止）第 3 項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 当社は、既に支払われた利用料金等については、契約者に一切返還しないものとします。
3. 利用期間において、第 13 条（一時的な中止及び提供停止）に定める本サービスの提供の中止、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金等の支払を要します。
4. 利用期間外において、利用料金等が継続して発生した場合又は未払いの利用料金等がある場合には契約者は利用契約等に基づきこれを支払うものとします。

なお、契約者は利用期間終了日から 90 日以内に本サービスの利用を再開した場合、契約期間終了日から本サービスの利用を再開するまでの期間の利用料金等の支払を要します。

（利用料金等の支払方法）

第 25 条 契約者は、本サービスの利用料金等を、申込書等で定める期日までに、当社の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。請求書により決済する場合、当社からの請求書に従い、申込書等で定める期日までに、当社の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金等の決済をめぐる紛争が発生した場合、契約者が自

らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

(遅延利息)

第 26 条 契約者が、本サービスの利用料金等その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎて もなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの利用料金等その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(端数整理)

第 27 条 本規約に基づく計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

(自己責任の原則)

第 28 条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者が提供、保存、又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

(利用責任者)

第 29 条 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、本件申込書又は本件申込みフォームにて当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、本件利用申込、又は本件変更申込にて通知した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、速やかに通知するものとします。

(ユーザアカウント・パスワードの管理等)

第 30 条 契約者は、本サービスを利用する際、ユーザアカウント、ユーザ名（以下「ユーザアカウント等」とします。）、パスワード、パスフレーズ、秘密鍵（以下「パスワード等」といいます。）に関し、別途当社が定める手続を実施するものとします。

2. 当社は、契約者のユーザアカウント等及びこれに対応するパスワード等が第三者に使用されたことによって契約者が被る損害については、契約者の過失の有無を問わず一切責任を負いません。なお、契約者のユーザアカウント等及びこれに対応するパスワード等により行われた本サービスの利用は、全て契約者により行われた行為とみなし、契約者はその利用についての利用料金

等その他一切の債務を負うものとします。

3. 前項により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザアカウント等及びパスワード等が第三者に利用された場合はこの限りではありません。
4. 契約者は、自己の設定したパスワード等を失念した場合は、直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

(情報の管理)

第 31 条 契約者は、契約者等が本サービスを利用するにあたり取扱う情報又はデータ等については、当該情報又はデータ等の滅失等を防止するためにバックアップ等の必要な措置をとるものとします。

2. 前項の措置をとらないために契約者が損害を受けた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第 32 条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- (4) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (5) 法令違反若しくは反社会的勢力への関与などの公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (6) 第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) 当社の財産を侵害する等当社に損害を与える行為
- (8) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (9) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる音声、画像、文書等を配信、送信又は掲載する行為
- (10) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (13) 無断で第三者にアンケート、広告、宣伝若しくは勧誘等の音声又はメールを配信又は送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある音声又はメール(嫌がらせメール)を配信又は送信する行為
- (14) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (15) 他人のメールアドレスやパスワードを不正に使用する行為
- (16) リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行う行為

- (17) 第三者へのリース、貸与、公開、共同使用や、契約者以外の第三者の利益を目的とした使用
 - (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - (19) その他、当社が不適当と判断した行為
- 2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
 - 3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が本条第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は本条第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為又は契約者が提供、伝送又は配信する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

（情報の提供等）

- 第33条 当社は、本サービスを提供するにあたり、必要な情報の提供等の協力を求めることが出来るものとし、契約者は正当な理由がない限り当社にこれを提供するものとします。
- 2. 契約者は、本サービスの利用のために当社に提供した情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとします。

（善管注意義務）

- 第34条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

（秘密情報の取り扱い）

- 第35条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2. 前項の定めにかかわらず、以下に定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指

定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。

(1) 契約者から委託を受けたサービス利用に関する各種ログ

3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を具体化した資料等（以下本において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。
6. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第 22 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第 5 項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
8. 本条の規定は、利用契約終了後においても、2 年間有効とします。

（個人情報の取り扱い）

第 36 条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 本規約において個人情報とは、次の各号のいずれにも該当するものをいいます。
 - (1) 「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）第 2 条に定める個人情報及びその蔵置媒体
 - (2) 法令、契約等に従い、契約者及び当社が相手方に対し取扱を委託する正当な権利を有する情報及びその蔵置媒体であって、契約者及び当社が相手方にその取扱を委託するにあたり、予め書面にて個人情報を特定し明示したもの
3. 前項の定めにかかわらず、以下において定める個人情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。
 - (1) 契約者に関する個人情報（氏名、電話番号、メールアドレス）
 - (2) 契約者、認定利用者の初期登録依頼に基づき、払いだされた各種初期ユーザアカウント、初期パスワード等前号に定めるほか、当社及び契約者が利用契約等書面により個人情報

報として取り扱うことに合意した情報

4. 個人情報の取り扱いについては、第 35 条（秘密情報の取り扱い）第 4 項乃至第 7 項の規定を準用するものとします。
5. 契約者は、本サービスを利用して個人情報を収集する場合、本人に対して予め利用目的の通知を行う等、法令等で要求される必要な対応を行うとともに、当社に個人情報の取扱いを委託することについて本人に対し責任を負うものとします。
6. 第 1 項にかかわらず、当社は、次の各号の一に該当する場合は、契約者及び認定利用者からの個別の同意を得ることなく、当社は個人情報を開示することができるものとします。
 - (1) 当社が、本サービスを提供するために必要な業務を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
 - (2) 当社が本サービスの向上を検討するために必要な範囲で、個人情報の集計及び分析を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
 - (3) 当社が個人情報及び前号の集計及び分析等により得られた統計データを、個人を識別又は特定できない状態で当社の提携先その他の第三者に開示する場合
 - (4) 裁判所又は監督官庁等の行政機関から法令の定めるところに従い個人情報の開示を要求された場合
7. 当社は、前項に基づき個人情報を開示する場合、開示する個人情報を開示する目的の実現に最低限必要な範囲に限定するとともに、前項第 3 号及び第 4 号の場合を除き、開示する相手方に対し本規約により当社が負うのと同等の機密保持義務を課すものとします。
8. 当社は、個人情報の集計及び分析等により得られた統計データについて、個人を識別又は特定できない状態に加工したうえで当社の事業に利用（第三者への開示を含む。）することができるものとします。
9. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

（反社会的勢力との関係排除）

第 37 条 契約者及び当社は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 2 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 第 17 条（当社からの利用期間中の利用契約の解除）第 2 項第 9 号で定める事由に該当したことにより、利用契約の全部又は一部を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとします。なお、当該賠償責任については、第 38 条（責任の制限）第 3 項を準用するものとします。

（責任の制限）

- 第 38 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害に対してのみ責任を負うものとします。
2. 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額の利用料金を上限として、その責任を負うものとします。
3. 契約者は、利用契約において、当社の契約違反（前各項に定める当社の契約違反を除く。）により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について、以下に定める額を限度として損害賠償を請求できるものとします。なお、当社に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変等により生じた損害、契約者の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれません。
- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去 12 ヶ月間に発生した利用料金の平均月額料金（1ヶ月分）
 - (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が 1 ヶ月以上ではあるが 12 ヶ月に満たない場合には、当該期間（1 月未満は切捨て）に発生した利用料金の平均月額料金（1ヶ月分）
 - (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した利用料金の平均日額料金（1 日分）に 30 を乗じた額

（免責）

- 第 39 条 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず第 38 条（責任の

制限)の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 本サービス用設備までのインターネット接続等ネットワーク回線サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (13) 本サービスに付加して利用するサービス・アプリケーション等本サービス以外の事由に起因して発生した損害
 - (14) AWS社によるAWSの不提供その他のAWSの不具合に起因するもの
 - (15) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等については契約者が自己の責任と費用で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
 3. 契約者が本サービスを契約者のサービスと組み合わせて使用または提供する場合、契約者は本サービスに支障がないようにするとともに、故障原因の切り分けの責任を負うものとします。

附則

本規約(第1.0版)は、平成27年7月1日より施行します。

附則

本改定規約(第1.1版)は、平成28年9月23日より施行します。

附則

本改定規約(第 1.2 版)は、平成 29 年 4 月 25 日より施行します。

附則

本改定規約(第 1.3 版)は、平成 29 年 8 月 1 日より施行します。

附則

本改定規約(第 1.4 版)は、平成 29 年 9 月 18 日より施行します。

附則

本改定規約(第 1.5 版)は、平成 31 年 2 月 1 日より施行します。

附則

本改定規約(第 1.6 版)は、平成 31 年 2 月 1 日より施行します。

附則

本改定規約(第 1.7 版)は、令和 2 年 10 月 1 日より施行します。

附則

本改定規約(第 1.8 版)は、令和 3 年 3 月 8 日より施行します。

附則

本改定規約(第 1.9 版)は、令和 4 年 11 月 22 日より施行します。

附則

本改定規約(第 2.0 版)は、令和 6 年 2 月 1 日より施行します。

附則

本改定規約(第 2.1 版)は、令和 7 年 3 月 3 日より施行します。

附則

本改定規約(第 2.2 版)は、令和 7 年 12 月 15 日より施行します。

附則

本改定規約(第 2.3 版)は、令和 7 年 6 月 1 日より施行します。